

「スタートアップ成長補助支援事業」募集要項

スタートアップの成長のためには、限られるリソースをコア事業へ集中させることが重要です。そこで STARTUP HOKKAIDO 実行委員会事務局は「スタートアップ成長補助支援事業」を実施します。

当該事業は、成長性が見込まれるスタートアップに対し、①バックオフィス業務支援サービス等に係る経費、②インキュベーション施設入居に係る経費、③法人登記支援（本店登記地等の移転登記）等に係る経費の一部への補助により、企業のさらなる成長を促し、事業の中核をなすコア業務により注力できる環境等を整えることを目的とします。

1. スタートアップ成長補助支援事業の支援内容

「スタートアップ成長補助支援事業」を通じた3種の支援について、支援内容、補助対象者等は以下の通りです。なお3種の支援は併用可能です。

補助支援①	バックオフィス支援
支援内容	総務、労務、経理、法務、知財などバックオフィス業務の支援サービスやツール等利用に係る経費を対象とする。ただし、職員に対する給与やバックオフィス業務に係る職員の雇用に関する経費等を除く。また、補助対象経費からは消費税及び地方消費税相当額を除く。
支援対象者	次に掲げる要件をすべて満たす事業者 (ア) スタートアップであること。なお、スタートアップとは、テクノロジーを用いて社会にイノベーションを起こし、世の中の課題を解決するために、短期間で急成長を遂げる企業のことを指す。 (イ) 札幌市内に本店登記地、営業所等がある法人であること。もしくは当該業務実施期間内において移転すること。 (ウ) 許認可等が必要な業種の場合は、申請時点で当該許認可等を受けているか、当該業務実施期間終了までに受けること。
支援者数	最大5社
補助金額	1社あたり月35万円を限度とする。
補助期間	令和7年1月～3月に係る経費とし、3か月分を限度とする。

補助支援②	インキュベーション施設入居支援
支援内容	札幌市内のインキュベーション施設への入居に係る家賃等の経費を対象とする。なお、当該業務実施期間内に新規入居するもの及び現に入居しているものを対象とする。なお、補助対象経費からは消費税及び地方消費税相当額を除く。
支援対象者	次に掲げる要件をすべて満たす事業者 (ア) スタートアップであること。なお、スタートアップとは、テクノロジーを用いて社会にイノベーションを起こし、世の中の課題を解決するために、短期間で急成長を遂げる企業のことを指す。 (イ) 札幌市内に本店登記地、営業所等がある法人であること。もしくは当該業務実施期間内において移転すること。 (ウ) 許認可等が必要な業種の場合は、申請時点で当該許認可等を受けているか、当該業務実施期間終了までに受けること。
支援者数	最大5社
補助金額	1社あたり月10万円を限度とする。
補助期間	令和7年1月～3月に係る経費とし、3か月分を限度とする。

補助支援③	法人登記支援（本店登記地等の移転登記）
支援内容	札幌市外から札幌市内への“ 移転登記時の代行や支援サービス等利用に係る経費 ”を対象とする。なお補助対象経費からは移転登記手続きに際して法務局へ支払う登録免許税、消費税及び地方消費税相当額を除く。
支援対象者	次に掲げる要件をすべて満たす事業者 (ア) スタートアップであること。なお、スタートアップとは、テクノロジーを用いて社会にイノベーションを起こし、世の中の課題を解決するために、短期間で急成長を遂げる企業のことを指す。 (イ) 本店登記地もしくは支店等が札幌市外にある法人であること。 (ウ) 当該業務実施期間内に札幌市内に本店登記地もしくは支店等の移転をすること (エ) 許認可等が必要な業種の場合は、申請時点で当該許認可等を受けているか、当該業務実施期間終了までに受けること。
支援者数	最大5社
補助金額	1社あたり10万円を限度とする。
補助期間	令和7年1月～3月に係る経費を対象とする。

2. 募集期間

令和7年1月8日（水）～1月17日（金）17時まで

3. 応募方法

■ 必要情報の入力

STARTUP HOKKAIDO 実行委員会ホームページ内、特設ページ上にある申込フォームから、必要情報をご記入の上、ご応募ください。

<特設ページ内申込フォーム URL>

<https://share.hsforms.com/1iUVHxfyvTmKEMnxivmYEfAqtf7m>

<必要情報>

- ・ 事業者情報（事業者名、担当者名、連絡先等）
- ・ 事業概要（事業概要、市場規模（TAM、SAM、SOM、出口戦略））
- ・ 技術、サービスの特徴および優位性
- ・ 直近の活動実績（資金調達実績（デット/エクイティ/補助金等）、表彰実績等）
- ・ 利用を希望するプログラム
- ・ 各補助事業対象経費支出計画 など

4. 支援対象者の選定

(1) 審査方法

STARTUP HOKKAIDO 実行委員会事務局による応募情報に基づく審査を実施し、順次採否を決定します。採択数が上限に達し次第、受付及び審査を終了いたします。なお、選考結果はメールにより随時通知します。また審査の経過等に関する個別のお問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

以下審査基準に基づき採点します。

審査基準と配点（※満点：40点）
① スタートアップであること（配点：10点） テクノロジーを用いて社会にイノベーションを起こし、世の中の課題を解決するために、短期間で急成長を遂げる企業かどうか。
② 新規性・独自性があること（配点：10点） 事業内容、扱う商品・サービス、そのコアとなる技術などに新規性や独自性を有しているかどうか。
③ 成長可能性があること（配点：10点） グローバルマーケットへの進出可能性など、スタートアップとして大きな成長を見込めるかどうか（実現可能性含め）。

④ 直近の活動実績があること（配点：10点）

直近2年間の資金調達実績（デット/エクイティ）、表彰実績、J-Startup（地域版含む）等の認定・選定制度など、直近の活動実績があるかどうか。

5. 今後のスケジュール

(1) 応募

- 応募締切 令和7年1月17日（金）17時
- 採否決定&審査結果通知 令和7年1月24日（金）まで
※採択数が上限に達しない場合、二次公募を実施する場合があります。

(2) 採択後の補助金利用手続き

- 必要書類の提出 令和7年1月27日（月）以降順次
<必要書類>
 - ・補助金の利用にかかる誓約書
 - ・補助金の振込先情報
 - ・補助対象経費支出計画書
 - ・補助対象経費支出計画の根拠書類（見積書、契約書など） など

- 補助金の入金 令和7年2月中目処

※当該補助金は3ヶ月間の対象経費の**見込額**に対しお支払します。事業完了報告書類の確認時に、当初計画していた対象経費支出がなかった等の事実が確認された場合、事後に補助経費の全部または一部の返還を求める場合があります。

(3) 補助金入金後～事務局宛て完了報告

- 事業完了報告書類提出 令和7年3月31日（月）
<完了報告書類>
 - ・補助期間中の対象経費の支出を証明できる根拠書類（領収書（写）、支払証明書など）

6. 留意事項

(1) 対外的な公表

採択された場合、STARTUP HOKKAIDO 実行委員会ホームページにて採択事業者名や事業概要を公表する場合がありますので、予めご了承ください。

(2) 他の補助制度との関係

国や北海道など、他の補助制度（補助金・助成金・委託費など）を活用している場合（活用予定の場合を含む。）に、これらの補助制度によって便益を受け、または受けようとする経費は、本制度で重複して計上できない可能性があります。他の補助金を活用している場合には補助金併用可否確認のため、すみやかに事務局へお知らせください。

(3) 不正・違反があった場合

本公募要領に違反した場合や、虚偽の申告・不正があったと認められる場合には、採択者としての決定を取り消し、補助経費の全部または一部の返還を求める場合があります。

7. お問い合わせ窓口

スタートアップ成長補助支援事業事務局
（株式会社北海道二十一世紀総合研究所内）
担当：清家、高松
TEL：011-231-3053（受付時間：平日 9：00～17：00）
e-mail：startup(at-mark)htri.co.jp ※(at-mark)を「@」に置き換えてください

※ 株式会社北海道二十一世紀総合研究所は STARTUP HOKKAIDO 実行委員会からの委託により本件事務局を務めています。